

# 誰もが住みやすいまちづくりを実現するために

## ～「障害」の表記を「障がい」へと見直し～

### 1. 見直しに至る経緯

第2期障害者福祉計画（平成21～23年度）の策定時より、“障害者”の表現について、年齢区分による表現が必要な場合や法律名称、慣用的な用語を除き、“障害者”を「障がいのある人」と表現し、この場合にのみ「害」をひらがな表記として統一している。

現状、上記以外の「障害」の表記については、国や兵庫県と同様に、害を漢字表記としているが、職員の中からは、“障害者”の表記に限らず、「障害」の害をひらがな表記に統一してはどうかとの意見が多く寄せられていることを受け、令和5年度の第4次障がい者計画策定の機会にあわせ、近隣市町の状況もふまえながら、あらためて市の考え方を整理することとした。

### 2. 市の方向性

障害の表記については、国の機関において、その表記のあり方が議論され、当面、法令等における表記は「障害」を用いることとされている。しかしながら、近年、負のイメージが強い「害」のイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広まっている事実もあることから、本市においては、①全国的に表記の統一がされていないこと、②近隣市町でもひらがな表記としている市町があること、③現状、「害」の漢字を使うことに不快と感じる人がいること等を勘案し、「我が事・丸ごと」地域共生社会推進本部会議の場において、「障害」の害は、下記のとおり、原則ひらがな表記とする方向性を確認し、順次周知を図ることの承認を得た。

| 区分             | 左記の考え方                                                                                                                                   |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)漢字表記とするもの   | ①国県の法令の名称、それに規定する用語（市例規に限る。）及び条文の引用<br>②団体名等<br>③人や人の状態を表さない場合                                                                           |
| (2)ひらがな表記とするもの | 上記①から③以外は、原則ひらがな表記とする。                                                                                                                   |
| (3)人を表す場合の表記   | 「障害者」は「障がいのある人」と表記し、年齢による表現の区分が必要な場合には、「障害者」を「障がいのある人」、「障害児」を「障がいのある児童」と表現する。<br>また、障がいは持たされるものではないことから「障がいを持つ人」という表現は使用しない。             |
| (4)表記についての注意事項 | ※ひらがな表記で差し支えない場合は、原則ひらがなを使用する。（県制度の名称などで「害」が漢字表記であっても、ひらがなを使うことは間違いではなく、あるいは、ひらがな表記にしているとの注記をすることで対応できるため。）<br>※市で決められる用語は、順次ひらがなに置き換える。 |
| (5)漢字・ひらがな表記の例 | 別紙1のとおり                                                                                                                                  |

### 3. 障がい表記の統一浸透

「障害」の害をひらがな表記に統一することで、障がいのある人への差別や偏見、害を使うことによる不快感を減らし、障がいに対する理解啓発を一層促進することを目的として、別記「障がい表記に関する基本的な考え方」に基づき、ひらがな表記の統一浸透を図る。

(別記)

#### 障がい表記に関する基本的な考え方

##### 1. 実施目的

「しょうがい」の表記については、「障害」・「障碍」・「障がい」のどれを用いる場合にも、それぞれに肯定的、否定的な意見がある中で、国においては、その表記のあり方の議論をふまえた結果、「しょうがい」という語を用いるのであれば、現段階で特定のものに決定することは困難で、当面、法令等における表記は「障害」を用いることとしている。また、上記の議論の前段として、「障害」という表現そのものについて、別の言葉で表現すべきとの意見が出されるなかで、現状、これに代わる標準的（一般的）な呼称がない状況と整理されている。

これらの議論と並行し、近年、漢字の「害」を使うことによる不快感を減らし、和らげようとする動きが行政を中心に広まりつつある。

国の議論では、「障害」を「障がい」と改めることに否定的な立場からは、①「害」の字をひらがなに変えると、障害を生み出すのは社会にある障壁だとする認識・理解（社会的障壁の除去は社会の責務）をあいまいにする、②日本語として不自然、③表記を変えても言葉を変えない限りイメージはよくなるなどの意見が出されているが、本市では、国における議論をふまえつつ、「害」の字は、「害悪」や「公害」のように負のイメージを持ち、実際に使用することによって不快感や差別感などを覚える人がいるとの認識のもと、これらの解消に努めることを第一の理由とし、市が作成する公文書等については、「障害」の害を原則ひらがな表記に改めることとする。

このことにより、障がいに対する一層の理解促進を図り、障がいへの配慮があたり前の社会となるよう全庁的に取り組むこととする。

##### 2. 実施内容

市が作成する公文書等（条例、規則、市広報、啓発用チラシ、計画、市公式サイト、案内掲示等）は「障害」の害を原則ひらがな表記とする。

(適用除外)

- ①国県の法令の名称、それに規定する用語（市例規に限る。）及び条文の引用
- ②団体名等
- ③人や人の状態を表さない場合

別紙1「漢字・ひらがな表記の例」参照

### 3. 留意点

- 表記の変更は、「障害」を誤りとして正すのではなく、障がいへの理解を一層促進することを目的として実施する。
- すでに公表している各種計画や印刷物等については、改定や更新時期にあわせてひらがな表記に変更する。

### 4. 実施日

令和7年4月1日までに、公文書等の「障害」の害の漢字表記をひらがな表記へ移行